規制の新設に関する事前評価書 <温泉法の一部を改正する法律案に基づ〈規制の新設 >

規制の名称	掲示項目の追加
担当部局	環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室 電話番号: 03-5521-8280 e-mail:shizen-seibi@env.go.jp
評価実施日	平成19年3月20日
政策目的	温泉の入浴者等に対し、温泉に関するより充実した情報を提供するため。
規制の内容	温泉を公共の浴用又は飲用に供する者が、温泉施設内への掲示を義務付けられる事項として、「入浴又は飲用上必要な情報として環境省令
	根拠条文等: 温泉法第18条第1項
規制の必要性	温泉施設には、 温泉の成分、 禁忌症、 入浴又は飲用上の注意の3項目の掲示が義務付けられている。 温泉には国民の高い関心があり、この3項目以外の情報の提供が必要となる場合が考えられるため、そのような場合に備え、環境省令の改立ととする必要がある。掲示の内容を追加した最近の例としては、平成17年に温泉に加水、加温、循環濾過等をしている旨を追加した例があるものとして追加した。)。 なお、この改正法の規定の施行の時点で、新たな掲示項目を環境省令で追加することは想定していない。
期待される効 果	入浴者等に対して温泉に関するより充実した情報を提供する必要が生じた際に、迅速に掲示項目の追加を行うことができることとなる。
	改正法の施行時点では、新たな掲示項目を環境省令で追加することは想定していないため、何ら負担は発生しない。 環境省令を改正し、新たな掲示項目を追加した際に、温泉利用事業者に掲示看板の付け替え等の費用負担が生じる。
想定できる代 替手段との比 較考量	温泉の成分、 禁忌症、 入浴又は飲用上の注意の3項目には含まれない項目を、掲示項目として追加する必要が生じた際に、法律改正示を行政指導することが考えられる。 しかし、掲示項目の追加のみを法律改正で対応するのは現実的ではなく、また、困難である。 よって、今回の改正内容のとおり、環境省令で掲示項目を追加できるようにすることが適当である。
備考	
レビュー時期	平成24年9月末までに行う。

で定めるもの」を追加する。
正により迅速に掲示項目を追加できるる(これらは、「温泉の成分」に該当する
:を行って追加することや、自主的な掲